

(別紙1)

番号	旅行命令年月日	発着地・経過地	旅費支給済額 (円)
1	平成16年1月31日	自宅→長野駅→東京駅→新宿→東京駅→長野駅→自宅	15,940
2	平成16年2月7日	自宅→山口村→自宅	不明
3	平成16年2月14日	自宅→長野駅→東京駅→麴町→東京駅→長野駅→自宅	17,148
4	平成16年2月15日	自宅→阿智村→自宅	不明
5	平成16年2月19日	自宅→長野駅→東京駅→築地・港南・神田→東京駅→ 長野駅→自宅	15,540
6	平成16年2月21日	自宅→坂城町→軽井沢町→自宅	不明
7	平成16年2月25日	自宅→松本市→駒ヶ根市→飯田市・下條村→阿南町→ 泰阜村→自宅	不明
8	平成16年2月28日	自宅→長野駅→東京駅→目黒→平河町→八重洲→新宿	65,480
	平成16年3月1日	新宿→虎ノ門→六本木→霞ヶ関→新宿→長野駅→自宅	
9	平成16年3月24日	県庁→長野駅→東京駅→南麻布→平河町→東京駅→ 長野駅→自宅	16,340
10	平成16年3月27日	自宅→県庁前→飯田市→泰阜村→飯田市→県庁前→自宅	4,130
11	平成16年3月29日	県庁→長野駅→東京駅→渋谷→東京駅→長野駅→自宅	16,340
12	平成16年4月13日	県庁→塩尻市→県庁	3,900
13	平成16年4月16日	県庁→長野駅→東京駅→渋谷→日比谷→市ヶ谷→ 東京駅→長野駅→県庁	15,940
14	平成16年4月22日	県庁→上山田→県庁	不明
15	平成16年4月24日	県庁→原村→県庁	不明
16	平成16年4月26日	県庁→塩尻→県庁	不明
17	平成16年4月27日	県庁→長野駅→東京駅→新宿	不明
	平成16年4月28日	新宿→東京駅→長野駅→県庁	不明
18	平成16年4月28日	県庁→塩尻→松本→県庁	不明

(別紙2)

番号	旅行命令							出張の状況		
	年月日	用務	発着地・経過地	付記事項	旅費額(円)				精算年月日	
					交通費	宿泊費	食卓料			合計
1	H16.1.31 土曜日	I・Uターンフェア、打ち合わせ、面会	自宅→長野駅→東京駅→新宿 →東京駅→長野駅→自宅	31日 新宿以降私用(公用車使用せず) 31日 私用(都内 東京泊) 1日 東京→長野 帰長	15,940	0	0	15,940	H16.3.16	旅行命令にある公務は実施されたことを確認した。
2	H16.2.7 土曜日	市町村自律支援プラン説明会	自宅→山口村→自宅	山口村→中津川(公用車)→都内(私用、JR) 7日 都内泊(私用) 8日 都内→長野	0	0	0	0	/	旅行命令にある公務は実施されたことを確認した。
3	H16.2.14 土曜日	任期付職員選考採用二次選考面接	自宅→長野駅→東京駅→麹町 →東京駅→長野駅→自宅	14日 麹町以降私用 14日 私用(都内泊) 15日 帰長 東京→長野	17,140	0	0	17,140	H16.3.16	旅行命令にある公務は実施されたことを確認した。
4	H16.2.15 日曜日	阿智村社会教育研究集会講演	自宅→阿智村→自宅	15日 私用(泰阜村泊) 16日 帰庁(泰阜村)→県庁	0	0	0	0	/	旅行命令にある公務は実施されたことを確認した。
5	H16.2.19 木曜日	スキー王国NAGANOキャンペーン	自宅→長野駅→東京駅→築地・ 港南・神田→東京駅→長野駅 →自宅	19日 神田以降私用(公用車使用せず) 19日 私用(都内泊) 20日 帰庁	15,540	0	0	15,540	H16.3.16	旅行命令にある公務は実施されたことを確認した。
6	H16.2.21 土曜日	車座集会、打合せ	自宅→坂城町→軽井沢町→自 宅	21日 私用のため軽井沢から上京 21日 私用(都内泊) 22・23日 私用(都内泊) 24日 帰庁	0	0	0	0	/	旅行命令にある公務は実施されたことを確認した。
7	H16.2.25 水曜日	松本市(岡田・神林)、駒ヶ根病院、 下伊那地方事務所、下條村役場、阿南 病院、泰阜村役場	自宅→松本市→駒ヶ根市→飯 田市・下條村→阿南町→泰阜 村→自宅	25日 私用 飯田市泊 26日 帰庁	0	0	0	0	/	旅行命令にある公務は実施されたことを確認した。

8	H16.2.28 土曜日	任期付採用選考打合せ、打合せ	自宅→長野駅→東京駅→目黒 →平河町→八重洲→新宿	1日 私人用 都内泊(霞ヶ関→新宿 公用車使用せず) 2日 帰庁	25,880	33,000	6,600	65,480	H16.4.22	旅行命令にある公務は実施されたことを確認した。
	H16.3.1 月曜日	S O I 会長との面会、任期付採用選考打合せ、林野庁への訪問	新宿→虎ノ門→六本木→霞ヶ 関→新宿→長野駅→自宅	(2月28日、29日 の2泊分)						
9	H16.3.24 水曜日	小山裕久氏叙勲式、ワイン官能審査会	県庁→長野駅→東京駅→南麻 布→平河町→東京駅→長野駅 →自宅	24日 平河町以降私人用(平河町→東京 公用車使用 せず) 24日 都内泊(私人用) 25日 帰長 都内→長野	16,340	0	0	16,340	H16.4.22	旅行命令にある公務は実施されたことを確認した。
10	H16.3.27 土曜日	飯伊日中友好協会泰阜支部総会	自宅→県庁前→飯田市→泰阜 村→飯田市→県庁前→自宅	26日 私人用のため泰阜村へ→泰阜泊 27日 泰阜村以降私人用(泰阜村⇄飯田市間 公用車 使用せず) 27・28日 都内泊(私人用) 29日 帰長 都内→長野	4,130	0	0	4,130	H16.4.22	旅行命令にある公務は実施されたことを確認した。
11	H16.3.29 月曜日	H I S 澤田社長面会	県庁→長野駅→東京駅→渋谷 →東京駅→長野駅→自宅	29日 渋谷以降私人用(渋谷→東京 公用車使用せ ず) 29日 都内泊(私人用) 30日 帰長	16,340	0	0	16,340	H16.4.22	旅行命令にある公務は実施されたことを確認した。
12	H16.4.13 火曜日	部局長との懇談	県庁→塩尻市	塩尻以降私人用(塩尻分室～塩尻駅公用車)	0	600	3,300	3,900	H16.6.16	旅行命令にある公務は実施されたことを確認した。
	H16.4.14 水曜日		塩尻市→県庁	14日 都内泊(私人用) 15日 帰長野						
13	H16.4.16 金曜日	打合せ、県人会講演会	県庁→長野駅→東京駅→渋谷 →日比谷→市ヶ谷→東京駅→ 長野駅→県庁	市ヶ谷以降私人用(公用車使用せず) 16日 都内泊(私人用) 17日 帰長	15,940	0	0	15,940	H16.6.16	旅行命令にある公務は実施されたことを確認した。

14	H16.4.22 木曜日	県傷痍軍人会出席	県庁→上山田→県庁	上田駅から東京へ(私用) 22日 都内泊(私用)	0	0	0	0	/	旅行命令にある公務は実施されたことを確認した。
15	H16.4.24 土曜日	自治体フォーラム講演	県庁→原村→県庁	22日 上京して都内泊(私用) 23日 都内泊(私用) 24日 東京→茅野駅→原村 茅野駅から東京へ(私用)	0	0	0	0	/	旅行命令にある公務は実施されたことを確認した。
16	H16.4.26 月曜日	塩尻分室	県庁→塩尻市→県庁	26日 塩尻駅から東京方面へ(私用) 26日 都内泊(私用)	0	0	0	0	/	旅行命令にある公務は実施されたことを確認した。
17	H16.4.27 火曜日	オリンパス菊川社長との面談、原産地 呼称管理制度PR信州フェア出席	県庁→長野駅→東京駅→新宿	26日 上京して都内泊(私用)	16,140	16,500	3,300	35,940	H16.7.13	旅行命令にある公務は実施されたことを確認した。
	新宿→東京駅→長野駅→県庁									
18	H16.4.28 水曜日	塩尻分室、相澤病院	県庁→塩尻市→松本市→県庁	松本以降私用(公用車使用せず) 28日 上京(私用) 2日 帰長	0	0	0	0	/	旅行命令にある公務は実施されたことを確認した。

監査委員事務局

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年 8月2日

長野県長野保健所長 芦田 欣也

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

長野県長野保健所・長野消費生活センター庁舎消防設備点検業務委託

## (2) 役務の特質

長野県長野保健所・長野消費生活センター庁舎の消防設備点検業務

## (3) 履行期間

平成16年9月1日から平成17年3月31日まで

## (4) 履行場所

長野市大字中御所字岡田98-1

長野県長野保健所・長野消費生活センター庁舎

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 消防設備士又は消防点検資格者を3人以上有し、そのうち少なくとも1人の消防設備士を有している者であること。

(5) 過去に、同規模の施設で消防設備点検業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(6) 長野県内に本社又は営業所を有する者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字中御所字岡田98-1

長野県長野保健所総務課

電話 026(223)2131(内線 114)

## 4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年8月26日 午前10時

イ 場所 長野県長野保健所 201、202号会議室

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年8月18日午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (7) 契約書作成の要否

必要とします。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は入札説明書によります。

医 務 課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年 8月2日

長野県立須坂病院長 小口 寿夫

## 1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

画像サーバー用増設ジュークDVD-R 一式

(2) 物品等の特質

仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成16年9月30日

(4) 納入場所

長野県立須坂病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則

第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字須坂1332  
長野県立須坂病院 事務局総務係  
電話 026 (246) 5511

### 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成16年8月25日 午後2時30分  
イ 場所 長野県立須坂病院 北棟4階会議室
- (3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所  
ア 日時 平成16年8月24日 午後5時(必着)  
イ 場所 須坂市大字須坂1332(郵便番号 382-0091)  
長野県立須坂病院 事務局総務係
- (4) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否  
必要です。
- (8) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

### 5 その他

詳細は入札説明書及び仕様書のとおりです。

医務課県立病院室

### 正 誤

平成16年7月26日付け長野県告示第453号「事務処理規則に基づく平成16年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等の指定」中

ページ	行(箇所)	誤	正
1	左上から7	7月	6月

人事活性化チーム

平成16年6月3日付け長野県告示第373号「建設企業合併・連携推進支援補助金交付要綱」中

ページ	行(箇所)	誤	正
4	右上から6	(3)	(4)
11	下から1	誤	

補助事業実施状況一覧(様式第9号)、合併又は連携の実現に向けた計画

### 正

補助事業実施状況一覧(様式第8号)

監理課